
出席議員(17名)

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	9番	安部俊三	君
10番	佐々木守	君	11番	広沢真	君
12番	有賀光子	君	13番	水戸義裕	君
14番	舟山彰	君	15番	白内恵美子	君
16番	我妻弘国	君	17番	高橋たい子	君
18番	加藤克明	君			

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者兼 会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議 事 日 程 (第4号)

平成27年12月10日(木曜日) 午前9時30分 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第34号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分について
- 第 3 議案第35号 柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例
- 第 4 議案第36号 柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第38号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

- 第 7 議案第 39 号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 40 号 平成 27 年度柴田町一般会計補正予算
- 第 9 議案第 41 号 平成 27 年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 10 議案第 42 号 平成 27 年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第 11 議案第 43 号 平成 27 年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第 12 議案第 44 号 平成 27 年度柴田町水道事業会計補正予算
- 第 13 意見書案第 2 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書
- 第 14 意見書案第 3 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 28 年度継続するための財政措置を求める意見書
- 第 15 陳情第 5 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情
- 陳情第 6 号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成 28 年度継続するための財政措置を求める陳情
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は17名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、5番斎藤義勝君、6番平間奈緒美さんを指名いたします。

次の日程の前に、昨日の会議において、教育委員会委員の任命に同意されました伊藤誠さん及び監査委員の選任に同意されました大宮正博さんのお二人から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

最初に、伊藤誠さん、どうぞ。

〔伊藤 誠君 登壇〕

○教育委員会委員（伊藤 誠君） 皆様、おはようございます。ただいま、この神聖なる議場で、ご挨拶を申し述べますことをお許しいただきました。伊藤誠と申します。よろしく願いいたします。

このたびの教育委員の任命同意をいただきまして、まことにありがとうございました。私は、去る平成22年3月末に38年間の教員生活を終えて、船岡中学校が最後でしたが、定年退職をいたしました。現在は幼稚園教育に携わっておりますけれども、近年の子供たちの教育を考えますと、子供たちの健やかな発達を的確に捉えて、確かな支援をしていくためには、幼児教育から小学校教育、さらに中学校教育への円滑な接続が重要であると叫ばれて、そのために幼、小、中の各学校間の連携の在り方が新しい課題として取り組むことが求められ、実際に研究に当たっている町もでございます。

また、最近の社会情勢を見ますと、いじめ防止、不登校の子供たちへの支援、学力や運動能

力の向上、さらに防災教育の推進など、多様な教育課題がありまして、それに対する取り組みが従前にも増して取り組むことが求められている時代だと認識しております。

このような今日の教育環境や社会状況の中を考えますと、このたびの教育委員の拝命をいたしますことは、まさに身の引き締まる思いでいっぱいでございます。これまでの教員生活で培った経験と、現在幼児教育に携わって取り組んでいる経験や学んでいることを柴田町の教育の推進に少しでも還元できればと思っております。今後とも皆様方のご指導、ご助言を糧に、未来の社会を担う子供たちの教育に力を尽くしてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、就任に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 次に、大宮正博さん、どうぞ。

〔大宮正博君 登壇〕

○監査委員（大宮正博君） 皆さん、おはようございます。このたび、中山代表監査委員の後任として監査委員の選任のご同意をいただきました成田26区、大宮正博でございます。よろしくお願いいたします。

監査委員は、その職務を遂行するに当たりまして、常に公正不変の態度を保持して監査をしなければならなくなっております。今、その職責の重さを痛感しているところでございます。まだまだ監査委員という器ではございませんが、町民の幸福のために、また柴田町発展のために与えられた職責を果たしていく気概でおります。今までの行政経験を糧に頑張っていきたいと考えております。議員の皆様にはなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

まずは、監査委員の選任にご同意をいただきましたことにつきまして、御礼を申し上げます。本日は、大変ありがとうございました。

日程第2 議案第34号 仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分について

○議長（加藤克明君） 日程第2、議案第34号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第34号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分についての提案理由を申し上げます。

仙南地域広域行政事務組合ふるさと市町村圏基金中期計画が、平成27年度末で終了することに伴い、構成市町がふるさと市町村圏基金の有効活用を図る目的により、当該基金を構成市町に返還することとし、また組合の共同処理する事務のうち、火葬場の設置、管理及び運営に関する事務において、白石斎苑の建てかえ事業に関する事務に七ヶ宿町が加入するため、組合の共同処理する事務変更とあわせ、組合経費の支弁方法等を整理し、組合規約の変更を行うとともに、地方自治法第289条の規定により、財産を処分することについて議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、議案書7ページになります。

議案第34号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分についての補足説明をいたします。

今回の規約の変更と財産処分についての概要を初めに説明させていただきます。

平成3年度、国によりこの仙南地域がふるさと市町村圏の選定を受け、仙南地域広域行政事務組合に2市7町からの出資金と宮城県からの助成金により、平成3年度、平成4年度の2カ年でふるさと市町村圏基金10億円を造成し、その果実運用をしてきました。内容的にはAZ9パスポート事業、AZ9エリアマップ事業、AZ9エリアマガジン事業、ホームページ作成事業、そしてAZ9ジュニアアクターズ事業、この5つの事業を果実運用してきました。柴田町の出資金については2年間で1億6,938万円を出資しております。このような経過のもと、平成20年12月、国は平成21年3月31日をもって、ふるさと市町村圏推進要綱の廃止を各自治体に通知をしました。さらに平成21年9月には、ふるさと市町村圏基金に関する今後の方針が示され、各自治体においてはこの方針に基づき、基金の取り崩しをとり行うことになりました。しかし、仙南地域広域行政事務組合では基金を市場公募地方債として購入し、平成17年から平成27年までの10年間を預け入れ期間として購入しておりましたので、その運用益をもとに事業をしてきました。

そこで、一昨年から地方債が満期を迎えた後の取り扱いについて、構成市町で協議を加えておりまして、今回その結果が今回の規約変更となるものです。変更後は10億円の基金を財産処

分し、構成市町村出資金9億円のうち8億円を構成市町村へ返還、そして処分後の基金については、宮城県の助成金1億円、構成市町の出資金1億円、合わせて2億円の運用益を利用して、AZ9パスポート事業、AZ9エリアマガジン事業、AZ9ジュニアアクターズ、この3つの事業の継続を行うということです。

また、事務の変更については、白石斎苑を建設する際に七ヶ宿町も新たに構成市町に加わり、こういう内容の今回の規約の変更です。

それでは、初めに別紙資料でご説明申し上げたいと思います。

平成27年度柴田町議会12月会議議案第34号関連資料の新旧対照表、表1ページの改正後の欄で説明いたしたいと思います。

1ページ、第3条です。第3条は文言の整理となります。第13条の見出しについては、地方教育行政組織の運営に関する法律が改正されたことに伴い、教育長については教育委員会の構成であります。委員ではなくなることから見出しを改めるものです。第15条の3項、これについては処分後の出資金の額を規定するものです。

2ページとなります。4項については、新たに1号と2号を設けまして、財産処分をすることができる条文を追加することになります。

3ページとなります。別表第3条第3号の事務、同条第4号の事務については、事務の整理をさせていただいたということで、一般廃棄物処理、火葬場関係の事務が混在しているための事務整理ということになります。その3号の事務の中の仙南クリーンセンターについては、平成29年4月1日から稼働開始となるために仮称を削るものです。

それでは、第3条第4号について、新たに白石斎苑の建設事業に七ヶ宿町が加わるということです。また、費用負担も組合負担の整理もさせていただいたということです。

4ページとなります。七ヶ宿斎苑から川崎斎苑までの負担区分については、管理運営に要する経費に限られていることから、文言を整理するものです。備考1については、第15条3項が改められることにより、住民基本台帳人口の定義規定が削られてしまいました。それで、新たに定義をし直すものです。

それでは、議案書12ページをごらんください。

変更する規約の本文については、ただいま新旧対照表で説明したとおりですので、附則のみの説明とします。

附則、施行期日、別表第14条仮称を削る規定については、平成29年4月1日から施行する。経過措置です。2項として、この規約別表第14条関係中、仮称を削る改正規定を除くによる変

更後の仙南地域広域行政事務組合の規約の規定は、平成28年度の負担から適用し、平成27年度分の負担については、なお従前の例によるです。

13ページをごらんください。

別表2は構成市町の出資金9億円のうち、基金8億円を構成市町に返還する諸文書です。なお、処分後については、前段で説明しましたように、2億円を基金としてここから3つの事業をこれから継続して行っていくという内容です。

以上が、詳細説明です。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。16番我妻弘国君。**

○16番（我妻弘国君） お伺いします。8億円を分配して、柴田町には1億5,000万強戻るということになってはいますが、このお金がどうなっていくのか。

それから、もう一つ、3ページ、改正後のところに、白石衛生センター、それから仙南クリーンセンターということで、その下に動物焼却施設とありますけれども、動物焼却施設は従来と同じような条件で使用できるのかどうか、これをお伺いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 返還額等については、今後検討を加えていくという形でおります。

それから、動物焼却施設については従来どおりという運用です。それで、今回、先ほど説明で申し上げましたように、火葬場のところに従前は入っていたのを、今回は事務というような衛生センター、そこに項目を移動させていただいたというような状況です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○16番（我妻弘国君） その1億5,000万円、今後検討するということなんですけれども、大体執行部もある程度意向はあると思うんですけれども、どんなふうを考えていらっしゃるか。町長。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） 文化、スポーツ関係等の定期預金にまずはしたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号仙南地域広域行政事務組合の共同処理する事務の変更、規約の変更及び財産処分について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第35号 柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例

○議長（加藤克明君） 日程第3、議案第35号柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第35号柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法による個人番号の利用が平成28年1月1日から開始されます。これを踏まえ、柴田町における番号法第9条第2項の規定に基づく個人番号の独自利用を行う事務を定めるとともに、個人番号利用事務の処理のための特定個人情報の庁内連携を行うため、新たに条例を制定するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） それでは、議案第35号柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例について詳細説明を申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

最初に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる社会保障・税番号制度の概要について、簡単に説明させていただきます。

マイナンバー制度は平成25年5月に番号法が公布されました。マイナンバー制度の導入を決定したところです。マイナンバーは国民一人一人が持つことになる12桁の番号で、マイナンバ

一を利用して、行政機関や地方公共団体のその行政事務を処理するための管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつ効率的に確認するための基盤となるものです。マイナンバー制度の目的といたしましては、マイナンバーの利用により公平・公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化が掲げられております。番号法ではマイナンバーの利用や個人番号カード、特定個人情報の提供、特定個人情報の保護や違反時の罰則などについて定めてあります。

マイナンバーの利用について、平成28年1月から国の行政機関や市町村等はマイナンバーを利用して事務を行うことができるようになりますが、対象となる事務については、番号法もしくは条例に規定されている社会保障、税、災害対策の分野に限られております。さらにマイナンバーは番号法、もしくは条例で定められた目的以外での利用や他人への提供が禁じられているところです。

条例の制定の趣旨になりますが、マイナンバーを利用するには、個人情報保護の観点から、厳格な保護措置を講じており、番号法で定める社会保障、税、災害対策分野の事務の法定利用事務以外にマイナンバー法と同様の趣旨で、本町がマイナンバーを独自に利用する事務を追加する場合や各業務連携している庁舎内でのシステム、庁内連携です。マイナンバーを利用して情報の連携を行うことなどに条例を定める必要があります。これまで行われていた町の医療費助成事務などにおいて番号法が施行されてからも、業務に支障が出ないようにすることが必要になっております。

このことから、番号法の規定に基づき、独自利用事務及び庁内での情報連携、並びに法定利用事務における庁内の情報連携等を可能にするために本条例を制定するものであります。

では、資料で説明させていただきますので、議案第30号関係資料をごらんください。

資料には番号法の別表第2を1ページから4ページに、本条例の別表第2を4ページ下段に、さらに5ページから8ページには本条例の規則案を掲載させていただきました。法別表第1は資料に掲載されておきませんが、番号法によりマイナンバーを利用できる事務が掲げられております。資料の法別表第2では、情報の照会者、個人番号を利用できる事務と情報提供者、特定個人情報が定められております。例として1ページの13番の市町村長の項をごらんください。事務の欄に児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令に定めるものとあります。個人番号を利用して町が照会できる事務となっております。照会先については情報提供者は都道府県知事となります。特定個人情報は児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報であって主務省令に定めるものとなります。この例に

においては、保育の実施のために児童扶養手当の受給者資格情報が必要な特定個人情報となり、保育所の利用者負担額を決定する情報となります。

このように個人番号を利用して、特定の個人情報を利用するものは法律で定められ、限定されております。条例で定める必要のある町の独自利用事務が4ページの下段に記載されている3医療費の助成事務となっております。町の独自利用については、法第9条第2項で条例に定めるものに関して必要な限度において個人番号を利用することができることと定められていることから、今般法で定める事務と同様に番号を利用して、特定個人情報を収集し、資格の認定や更新事務等が行えるようにするため本条を定めるものであります。

議案書15ページに戻って、条例の内容を説明させていただきます。

第1条は、本条例を制定する趣旨で、個人番号の利用について定めるものとしています。

第2条は、用語の定義で、法において使用する用語の定義と同じものとしします。

第3条第1項は、個人番号の利用の範囲で、法第9条第2項に定める町の独自利用をする事務を定めるものです。本条例別表第1の柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例及び柴田町子ども医療費の助成に関する条例、並びに柴田町心身障害者医療費の助成に関する条例、いわゆる3医療費の助成事務と定めています。さらに、資料の1ページから4ページの法別表第2に掲げられた事務について、個人番号を利用して特定個人情報の利用ができるものと定めております。なお、マイナンバーの利用や特定個人情報の授受について、今後とも適宜検討し、町民サービスや事務の効率の向上に資すると考えるものについては、条例を改正した上、追加していきたいと考えております。

第3条第2項については、独自利用事務の庁内連携について定めています。独自利用事務においては、利用する特定個人情報を番号法第9条第2項の規定に基づき、庁内で行う他の事務から授受し包括的に利用できるようにするものです。ただし書きは、個人情報の相互利用は情報提供ネットワークシステムが利用できるようになった場合は、ネットワークシステムを利用して、特定個人情報の提供を受けるものとするものです。

第3条第3項は、法定利用事務の庁内連携について定めております。マイナンバー制度において、法定利用事務及び独自利用事務は、個人番号を利用することができますが、番号法の規定では複数の事務にまたがって特定個人情報を連携して利用することを想定しておらず、あくまで1つの事務においてマイナンバーを利用することのみが認められています。このことから、情報提供ネットワークシステムの利用できるまでの間、これまでと同じように事務を進めるため、同一執行機関が保有する特定個人情報の連携利用ができるように定めています。

ただし書き以降は、第2項と同じように情報提供ネットワークシステムが利用できるようになった場合にネットワークシステムを利用し、特定個人情報の提供を受けるものとするものです。

議案書16ページになります。

第3条第4項は、各事業事務の資格申請等に係る添付書類は、庁内連携、または情報提供ネットワークシステムにより、当該特定個人情報が収集できるようになるので、添付書類を提出しなくても、提出があったものとみなすものです。

第4条です。第4条の委任は他の執行に関しては規則に委任するものです。

資料の5ページ、規則（案）をごらんください。

5ページから規則（案）を記載しているように、3医療費助成事務の認定申請や更新事務等に利用する特定個人情報を規則で定めています。

16ページに戻って附則になります。本条例は平成28年1月1日からの施行とするものです。ただし、第3条第2項のただし書き、第3項ただし書き及び第4項については、情報提供ネットワークシステムが平成29年7月からの稼働を予定していますので、システムの稼働も施行するものです。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第35号柴田町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第4 議案第36号 柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） **日程第4、議案第36号柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正す**

る条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第36号柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴うものです。柴田町職員の再任用に関する条例において引用する地方公務員等共済組合法の条項が改正されたことから、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第36号柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書19ページをお開きください。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正は厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、被用者年金制度の一元化等を図るため、共済年金が厚生年金に統一されたことに伴うこの条例の改正となり、附則の第3項の任期の末日に関する特例の改正を行うもので、下段の表は特定警察職員等の再任用職員の任期の上限年齢を定めるものであります。第3項の3行目の特定職員等の定義を定める法律が移行されたことによるもので、改正前の附則の第3項のアンダーラインになります。地方公務員等共済組合法において、特定警察官等を規定していた附則第18条の2第1項第1号の規定が削除され、左側の改正後のアンダーラインになります。厚生年金保険法附則第7条の3第1項第4号において、同様の内容で新たにこの特定警察職員等についての規定、定義がされたことによる改正となり、該当する法律名のみの変更となり、内容等の変更はございません。

用語の解説になりますが、特定警察職員等につきましては、警察官、もしくは公務護衛官、または消防吏員、もしくは常勤の消防団員が該当することになります。

なお、柴田町においては現在のところ該当者はございません。

附則になります。この条例は交付の日から施行するとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号柴田町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

**日程第5 議案第37号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例**

○議長（加藤克明君） 日程第5、議案第37号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第37号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、地方公務員災害補償法施行令の一部が改正されました。これに伴い、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例で定める他の法令による給付との調整について、所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） それでは、議案第37号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議案書21ページをお開きください。

ただいま提案理由でも申し上げましたが、今回の改正内容は、前件の議案第36号の案件と同様に、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成24年8月22日に公布され、その一部の規定が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、年金制度側において所要の改正が行われ、その後地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令により、非常勤職員等の公務災害補償等について損害補償の基準を定める政令附則の一部が改正されたことから、この条例において所要の改正を行うものであります。

21ページの附則の第5条第1項の規定は、他の法令による給付との調整の規定となりますが、表の右側、改正前、左側が改正後の内容となり、損害補償の事由となった障害または死亡により、他の法律により年金たる給付が支給される場合の併給調整を行う規定と、年金の補償金額について100円単位で端数処理によることが規定されております。

22ページになります。

傷病補償年金は公務上、または通勤により負傷または疾病にかかった非常勤の職員等が療養開始後1年6カ月を経過した日、またはその日以後において当該負傷または疾病が治らず、その負傷または疾病による障害の程度が労働保険法の疾病等級に該当し、その状況が継続している場合にその障害の程度に応じて支給される年金となります。同じ理由により、左側の傷病補償年金と右側の障害厚生年金等が併給される場合には、傷病補償年金の額に年金の種類別に定められた一定率、調整率を掛けた額が支給されるものであります。

23ページの障害補償年金は、公務上の傷病が治ったときに、身体に一定の障害が残った場合に支給されるもので、第1級から第7級までの障害がある人に、その障害の程度に応じて支給される年金です。同じ理由により左側の障害補償年金と右側の厚生年金保険の障害厚生年金等が支給される場合には、障害補償年金の額に年金の種類別に定められた一定率、調整率を掛けた額が支給されることとなります。

24ページの遺族補償年金は、非常勤等の職員が公務上の事由により死亡した場合に遺族に支払われるものであります。同じ理由により、左側の遺族補償年金と右側の厚生年金保険の遺族厚生年金等が併給される場合には、遺族補償年金の額に年金の種別ごとに種類別に定められた一定率、調整率を掛けた額が支給されることとなり、それぞれこの3つの年金の給付の調整を規定しているものであります。

25ページの中段の第2項は、休業補償の改正となります。休業補償は労働保険の休業補償給付のことで、非常勤の職員等が公務上、または通勤途中において、負傷または病気になりその療養のために働くことができず、その期間において賃金の支払いを受けていない場合に労災保

険から支給されるものであります。同じ理由により、休業補償給付と厚生年金保険の障害厚生年金等が併給される場合の調整率を載せています。休業補償給付の年金額に年金の種別ごとに定められた一定率、調整率を掛けた額が支給額となります。

この表中の当該年金たる法律名の改正と補償種類と給付ごとの掲げる率、調整率については、改正前、改正後で前後しておりますが、改正後の各補償年金の掲載順は地方公務員法災害補償法施行令の掲載順に準じて改正するもので、さらに適用される平成24年一元化法の法律名が追加挿入されたことによる改正などでありまして、調整率等についての内容の変更改正はございません。

この条例の該当者は、現在のところ柴田町においてはおりません。

附則です。第1項、施行期日になります。

第2項、経過措置になります。この規定は附則第5条の適用日の前後における調整率の適用関係について規定したものであります。

第3項は、この改正により、障害に係る傷病の初診日が施行日前にあり、障害認定日が施行日以後にある場合の、年金たる給付と年金たる補償との調整について規定しているものであります。

第4項の規定は、適用日からこの条例の施行日の前日までに支給された改正前の条例第5条の規定による年金として支給された補償と休業補償は、この新条例の補償と休業補償の内払いとするものであります。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第37号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第6 議案第38号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長（加藤克明君） 日程第6、議案第38号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第38号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成26年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。これを受け、地方税の猶予制度についても所要の見直しが行われることになり、平成27年度税制改正において、地方税法が改正されました。今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、柴田町町税条例に規定を追加するものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第38号柴田町町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、平成26年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われ、平成27年度の地方税改正において、猶予制度の見直しを規定する際、地方分権を推進する観点や地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえて、各地域の実情等に応じて条例で定める規定とされたことに伴い、町税条例に追加規定するものです。

議案書29ページをお開きください。

柴田町町税条例の一部を改正する条例です。今回の改正は、条項の追加、引用条項の規定等になりますので、主な改正条文について、改正後の欄により説明させていただきます。

なお、条項中、納付、納入の用語が使われておりますが、地方税法上では、本来の納付義務

者が納める場合に納付と、特別徴収義務者が納める場合に納入とに使い分けていることにより
ます。

第8条第1項は、徴収猶予に係る徴収金の分割納付、または分割納入の方法及び期間延長等
について規定するものです。

第2項は、分割納付、納入する場合に定める事項として、納付期限、納付金額を定めるもの
とするものです。

第3項は、猶予期間の延長を受けた者の納付期限、納付金額の変更に関する事項になりま
す。

30ページになります。

第4項は、納付期限、納付金額を定めたときに、その旨を通知しなければならないとするも
ののです。

第5項は、納期限、納入金額に変更が生じた場合の通知義務を定めたものです。

第9条は、徴収猶予の申請手続等を規定した条項となります。

第1項では、申請書に記載する事項として、第1号から第6号までを規定するものです。第
1号は、徴収猶予を受けようとする事情の詳細。第2号は、納付すべき徴収金額等。第3号
は、猶予を受けようとする金額等。第4号は、猶予を受けようとする期間。第5号は、分割金
額、分割納付の期限。第6号は、担保の提供に関する事項となります。

次の第2項は、申請書に添付すべき書類を規定したものです。

第3項は、法第15条の2第2項に規定する事項を定めたものです。

第4項は、法第15条の2第2項及び第3項に規定する申請する書類を定めたものとなりま
す。

32ページになります。

第5項は、猶予期間の延長を申請する場合の事項を定めたものです。

第6項は、猶予事由が災害等による徴収の猶予の場合における添付を要しない書類の規定と
なります。

第7項は、申請書類、添付書類の訂正、または提出を求められた場合の履行期限を20日と規
定するものです。不履行の場合は申請取り下げとなります。

次に、第10条は、職権による換価の猶予の手続等について定めたもので、徴収猶予の要件、
手続等を準用することを規定しております。

第2項では、条例に定めることとなった徴収猶予の事項、納付金額、納付期限及び延長に関

する場合の事項を定め、第3項では条例で定める書類として、第9条の規定を準用することを規定したものです。

33ページ、第11条は、申請による換価の猶予の申請手続等について規定する条項で、今回の税法改正において、改めに定めるべき条項となります。

第1項では、換価の猶予を申請することができる期間の定めを納期限から6カ月とするものです。

第2項では、徴収猶予の要件、手続等を準用することを規定し、第3項では申請による換価の猶予、猶予期間の延長についての準用規定です。

第4項では、法第15条の6の2第1項に規定された条例で定める事項を規定したものです。

34ページの第5項では、換価の猶予に関する申請及び延長に関する申請書類の引用条項の規定となります。

第6項は、換価の猶予期間の延長を申請する場合の事項の引用条項の規定です。

第7項は、換価の猶予に関する申請においても、徴収の猶予に関する書類訂正期限等と同様に、その期限を20日と規定するものです。

第12条については、徴収の猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予に際し、担保を徴する必要がある金額、猶予期間等を規定するものです。

第18条、公示送達、次ページの第23条町民税の納税義務者等については、先の第8条で法、第9条で令が略称規定されたことから文言の整理を行うものです。

35ページの附則になります。

今回の条例の施行期日と経過措置を規定したもので、平成28年4月1日より施行するものです。

以上で、柴田町町税条例の一部改正についての詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

どのぐらいの住民の方がこの猶予申請をするだろうと見込んでいるのでしょうか。

それと、猶予申請してほしい方に職員から声がけするということがあるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。税収納対策監。

○税収納対策監（佐藤 芳君） お答えいたします。

ただいま、質問の内容ですけれども、新たに設けられた事項でございます。今まではこちら

からの換価の猶予についての申請はございませんでしたけれども、ただいま申されたとおりに申請がある場合、またそれらに該当する場合には、こちらからお声がけをするような状況と考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 換価ではなくて、今まで普通に分割で納めていた方が全てこの申請をするということになるんですか、その猶予申請について。

○議長（加藤克明君） 税収納対策監。

○税収納対策監（佐藤 芳君） 徴収の猶予に関しては、今までもございましたけれども、今回の改正につきましては、その基準の全てではなくて、新たに平成28年度4月1日から納期限の経過に基づく部分についてからの該当でございます。今までの部分には従来どおりの対応となります。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、平成28年3月までの分で納めていなかった分については、これは該当しないということは、大体どのぐらいあったら、例えば28年4月から1月おくれたら猶予という形で申請をしてもらおうということになるんですか。その場合、前の分というのはどう考えればいいのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 税収納対策監。

○税収納対策監（佐藤 芳君） お答えいたします。

ただいまご質問の内容については、前のものは従来どおりの取り扱いとなります。先ほども申し上げましたけれども、平成28年4月1日、納期限を迎える税金の徴収の猶予、これから該当いたしますので、それ以前のものについては従来どおり、なお徴収猶予の期間と定めてございますけれども、それら先行するものがございまして、徴収の猶予については原則本来1年という期限がございます。以上です。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する
条例

○議長（加藤克明君） 日程第7、議案第39号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第39号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、地方税法施行規則等の一部を改正する省令が平成27年9月30日に公布されたことに伴うものです。平成27年度柴田町議会6月会議において、専決処分の報告を行った柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、番号法の施行に伴い、町民税の申告書等への記載事項として法人番号を追加する改正規定において所要の改正を行うものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。税務課長。

○税務課長（関場孝夫君） それでは、議案第39号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

今回の改正内容は、平成27年9月30日に公布された地方税法施行規則等の一部を改正する省令に伴い、納入通知書、申告書等の様式が定められたことにより、個人番号、法人番号の記載事項についての改正が必要となったものであります。

平成27年10月に施行された番号法の取り扱いについては、さきの柴田町議会6月会議において承認可決された町税条例等の改正で対応する準備を進めておりましたが、今回の省令改正により、改正条例の一部を改正する必要が生じたものです。

議案書37ページをお開きください。

議案書については、6月の改正条例のうち、まだ施行期日を迎えていない条項に対する体制

になることから、さきの改正条例案を改正前の欄に、新改正案を改正後の欄に記載しております。

今回の改正は、用語の定義規定になりますので、主な改正条文について改正後の欄により説明させていただきます。

37、38ページには、納付書、納入書への法人番号の記載を不要とするもので、改正案を削除するものです。

以下、第36条の2は、法人町民税に係る申告書に、第63条の2は区分所有に係る家屋の専有部分に係る案分の申出書に、第89条は軽自動車税の減免申請書に、第139条の3は特別土地保有税の減免申請書において、個人番号または法人番号を記載する際の取り扱いをおのおのの様式ごとに規定したものです。

41ページの附則になります。今回の条例の施行期日を公布の日とするものです。新しい条例の適用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第4項に定める平成28年1月1日より適用するものです。

以上で、柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例についての詳細説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第39号柴田町町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開します。

午前10時31分 休 憩

午前10時45分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第8 議案第40号 平成27年度柴田町一般会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第8、議案第40号平成27年度柴田町一般会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号平成27年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、歳出において各種事業確定に伴う減額及び国民健康保険事業特別会計繰出金、一般町道維持管理費、学校施設設備改修工事費や災害復旧費などを措置し、その財源として国県支出金、基金繰入金、町債などの補正を行っています。あわせて債務負担行為の追加、並びに地方債の変更及び廃止を行うものです。

これらによる補正額は3億8,738万1,000円の増額となり、補正後の予算総額は144億3,199万9,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） それでは、詳細説明いたします。

議案書43ページをお開きください。

議案第40号平成27年度柴田町一般会計補正予算です。今回の補正は、ただいま町長が提案理由で申し上げましたとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,738万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ144億3,199万9,000円とするものです。

補正の主なものは、歳入につきましては、平成27年9月、関東・東北豪雨災害に伴う災害復旧事業に係る国庫支出金の増額及び国、県の補助等の内示及び確定等による国県支出金、基金繰入金、災害復旧事業費に係る町債などの増額について計上しております。

歳出につきましては、国民健康保険事業特別会計繰出金、槻木五間堀川河川改修工事、学校施設環境整備工事、農林業及び公共土木施設災害復旧工事などについて計上しております。

49ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加です。次のページにわたる39件になります。これらにつきましては、いずれも平成28年度当初から執行予定の事務事業について遅滞なく事業を遂行するために、平成27年度中に契約行為など事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間、限度額につきましては、それぞれ記載のとおりです。

51ページになります。

第3表地方債補正です。変更3件、廃止1件となります。

変更3件につきましては、河川整備事業費として槻木五間堀川河川改修工事の追加補正による限度額1,160万円の増額、学校教育施設整備事業費として国庫補助を受けまして実施する槻木小学校照明器具改修工事及び槻木中学校体育館改修工事の追加補正による限度額3,050万円の増額、それから平成27年9月、関東・東北豪雨による農林業施設及び公共土木施設関係の災害復旧事業費として1億3,160万円をそれぞれ増額するものです。

2の廃止につきましては、今年度太陽の村に設置を予定しておりましたふわふわドーム遊具の起債額970万円を廃止するものです。これにつきましては、11月会議で議決をいただきました地方創生先行事業の太陽の村再整備化計画で冒険遊びを含めた太陽の村全体ゾーニングの見直しを行う予定ですが、ふわふわドーム遊具を含めた遊具の整備計画につきましても、今年度中に改めて設置場所、規模などの検討を行い、平成28年度で実施をしていきたいと考えております。そのため今年度の起債を廃止し、平成28年度において必要な起債額を設定いたします。

次に、54ページをお開きください。

歳入です。主なものについてのみ説明をさせていただきます。

10款1項1目地方特例交付金329万3,000円の増につきましては、住宅借入金等特別税額控除見込み額分の減収補てん特例交付金の交付額決定による増額補正となります。

一番下、15款1項1目民生費国庫負担金1節国民健康保険基盤安定負担金2,481万8,000円の増は、平成27年度の保険者支援分の交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。55ページです。

3節児童手当負担金3,123万円の減につきましては、支給対象児童数の減に伴う児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正となります。

15款2項2目民生費国庫補助金3節子育て支援交付金675万2,000円の増は、子ども・子育て支援法に基づく交付金の交付決定見込みによる増額補正となります。4目農林水産業費国庫補助金2節農林水産業施設災害復旧費補助金1,555万7,000円の増につきましては、9月の関東・東北豪雨による農林業施設災害復旧関係の補助金交付決定見込みによる増額補正となります。

5目土木費国庫補助金3節公共土木施設災害復旧事業補助金1億1,405万7,000円の増につきましても、同じく9月の関東・東北豪雨による公共土木施設災害復旧関係の補助金交付決定見込みによる増額補正となります。

次のページになります。

一番上です。4節学校施設環境改善交付金1,516万6,000円の増につきましては、地方債補正で説明しましたとおり、防災機能強化事業として槻木小学校照明器具改修工事及び槻木中学校体育館改修工事に対する国庫補助の内示による増額補正となります。

16款1項1目民生費県負担金1節国民健康保険基盤安定負担金2,258万1,000円の増は、平成27年度の保険税軽減分及び保険者支援分の交付決定見込みによる増額補正となります。先ほどの国からの負担金とあわせて国民健康保険事業特別会計への繰出金の財源となります。

4節児童手当負担金780万8,000円の減につきましては、国庫支出金と同様に児童手当交付金の交付決定見込みによる減額補正となります。

57ページになります。

4節児童館費補助金863万5,000円の減につきましては、放課後児童健全育成事業費等補助金が下の5節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金に統合されたことによる減額補正となります。

5節児童福祉費補助金の子ども・子育て支援交付金の675万2,000円の増は国庫補助金と同様に交付金の交付決定見込みによる増額補正となります。

17款2項1目不動産売却収入349万円の増につきましては、下名生字大畑脇地内、船岡字七作地内、西船迫四丁目地内の3カ所の町有地、合計116.46平方メートルの売却による土地売り払い収入を計上するものです。

58ページになります。

19款1項2目基金繰入金につきましては、財政調整基金から補正財源として4,177万6,000円を繰り入れするものです。これによります財政調整基金の残高は10億5,072万1,951円となります。

59ページになります。

22款1項1目農林水産業債の970万円の減、3目土木債の1,160万円の増、4節教育債の3,050万円の増、8目災害復旧事業債の1億3,160万円の増につきましては、先ほど地方債補正で説明いたしました内容での補正計上となります。

次に、歳出です。歳入と同様に主なものについてのみ説明をさせていただきます。

まず、61ページになります。

2款1項2目企画管理費25節積立金200万円の増につきましては、ふるさと柴田応援基金に積み立てするものです。これによります基金の残高は300万円となります。

64ページになります。

3款1項1目社会福祉総務費28節繰出金6,320万円の増につきましては、国民健康保険事業の保険基盤安定制度に係る保険税軽減分及び保険者支援分として国民健康保険事業特別会計への繰出金の補正となります。

次のページになります。

6目障害者更生援護事業費19節負担金補助及び交付金1,200万円の増につきましては、利用者の増による障害児給付費の増額補正となります。

23節償還金利子及び割引料の障害者総合支援給付費等負担金補助金返還金968万7,000円の増につきましては、平成26年度の事業精算に伴う返還金の増額補正となります。

3款2項2目児童措置費20節扶助費4,684万5,000円の減につきましては、支給対象児童数が当初見込みより下回ったことに伴う児童手当の減額補正となります。

66ページになります。

上から2番目になります。3目子ども医療対策費20節扶助費324万円の増につきましては、助成件数の増加に伴う子ども医療費助成費の増額補正となります。

67ページになります。

7目障害児通園事業費むつみ学園23節償還金利子及び割引料365万7,000円の増につきましては、むつみ学園の平成26年度事業費精算に伴う参加市町への負担金の返還金となります。

8目施設給付費19節負担金補助及び交付金1,840万8,000円の増につきましては、小規模保育事業、家庭的保育事業などにおける処遇改善加算分などの単価改定による地域型保育給付費の増額補正となります。

68ページになります。

4款1項7目予防費13節委託料631万5,000円の増につきましては、今年度から3価ワクチンから4価ワクチンとなりました高齢者インフルエンザワクチン予防接種委託料とその下の中学3年生へのインフルエンザワクチン予防接種委託料の単価改正による増額補正となります。

4款2項1目じん荼処理費13節委託料306万8,000円の減につきましては、ごみ収集委託料及び9月の関東・東北豪雨による災害ごみ処理のための委託料の確定による減額補正となります。

69ページになります。

6款1項5目自然休養村費15節工事請負費太陽の村遊具ふわふわドーム設置工事1,326万3,000円の減につきましては、地方債補正で説明しましたとおり、来年度に実施をしており減額補正するものです。

70ページになります。

8款2項2目道路維持費11節需用費593万円の増につきましては、町道及び側溝修繕に係る修繕料となります。

71ページになります。

8款3項1目河川管理費15節工事請負費槻木五間堀川河川改修工事の1,157万7,000円の増につきましては、成田宇内谷地内橋梁まで堤防との高さを合わせ、一体化を図るため堤防かさ上げ工事の延長を延ばし、さらに五間堀川への合流箇所土砂新設を行うものです。

5目公園緑地費13節委託料453万6,000円の増につきましては、船岡城址公園における安全確保のための園路、照明などの整備についての詳細設計委託料を計上するものです。

次に、72ページになります。

9款1項2目水防費13節委託料125万円の増につきましては、9月の関東・東北豪雨の教訓から局地的な大雨に対するソフト面、ハード面からの対策を定める局地冠水対策マニュアルについての作成業務委託料を計上するものです。

10款1項2目教育管理費15節工事請負費4,594万5,000円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、防災機能強化事業として国庫補助金の学校施設環境改善交付金を受けまして、一番下の槻木小学校照明器具改修工事及び73ページの槻木中学校体育館の改修工事などの工事費を計上するものです。

次の18節備品購入費127万5,000円の増につきましては、経年に伴い傷みが激しい船迫中学校及び西住小学校の体育館の暗幕を購入するための増額補正となります。

次に、少し飛びまして、76ページお願いします。

11款1項1目農林水産施設災害復旧費15節工事請負費3,387万7,000円の増につきましては、歳入で説明しましたとおり、9月の関東・東北豪雨によって生じた農道、ため池など合計23件の農林業施設関係の被害の復旧工事を行うものです。

11款2項1目土木施設災害復旧費15節工事請負費2億2,700万円の増につきましても、関東・東北豪雨によって生じた道路、河川、合計48件の公共土木施設関係の被害の復旧工事を行うものです。

以上でございます。よろしくお願いたします。

- 議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入を一括といたします。歳出については、まず1款議会費60ページから4款衛生費68ページまで、次に6款農林水産業費69ページから12款公債費76ページまでといたします。なお、質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。

まず、債務負担行為補正、地方債補正を含め総括と歳入の質疑を許します。質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

- 15番（白内恵美子君） 57ページの17款財産収入、不動産売払収入、下名生と七作、西船迫、それぞれ面積はどのぐらいでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

- 財政課長（宮城利郎君） 3カ所の町有地になるわけですがけれども、下名生が23.48平方メートル、それから船岡字七作が86.54平方メートル、それから西船迫四丁目が6.44平方メートル、合計で先ほど申した面積になります。

- 議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

- 15番（白内恵美子君） そうすると、これはどのようなというか、買い取った人のほうは道路とかにする、なんでしょう、どういうふうにするものなんですか。例えば6.44平方メートルとか。

- 議長（加藤克明君） 財政課長。

- 財政課長（宮城利郎君） この3カ所なんですけれども、それぞれ相手方のほうから購入の要望がありました。それで、それぞれ下名生ですと、事業者の会社というか、その敷地ということでの購入要望でした。それから、あと七作と西船迫につきましては、それぞれ自宅の敷地ということでの購入要望がありましたので、今回売却をさせていただいたという内容です。

- 議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（加藤克明君） これで総括と歳入の質疑を終結します。

次に、歳出の質疑に入ります。まず、60ページの議会費から68ページの衛生費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

- 4番（秋本好則君） 60ページの2款の総務費の中の2目企画管理費、この中で時間外勤務手当が職員手当等で3節で出ているんですけれども、まちづくり政策課の内容を特に書いてあるんですが、この中身、結構過重労働になっているのではないかという心配があるものですか

ら、その辺についてどのような管理をされているのかお聞きしたいと思います。

それと、63ページ、2款2目のマイナンバー事業費のところ顔認証システムの機器のことが出ていますが、ここは一般会計になっておりますが、国からの補助とかそういったことについてお聞きしたいと思います。68ページまでですか。（「はい」の声あり）以上でお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、まちづくり政策課総括の時間外勤務の概要というようなところでご説明申し上げたいと思います。

まず、まちづくり政策課については3つの班が入っているというようなところでご理解いただきたいと思います。まず、企画管理、それから国勢調査担当、それから情報系という3つの中での時間外勤務手当をまず今回不足というようなところで3月まで不足見込みということで出させていただきました。

いろいろと事業的な展開の中で、毎月計画的に時間外勤務の計画を募りながら、できるだけ時間外勤務しないような形の中で調整をしてきておりますが、やはり突発的なやつ、広報なんかでの取材、そういうようなものがどうしても多くなってきているというようなところがありまして、3月までの執行が不可能になるというようなところで、今回補正させていただきました。

それから、国勢調査については別枠でこの分の統計の費目で措置をさせていただいているというようなところであります。

○議長（加藤克明君） 2件目。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 63ページの顔認証システム機器関係です。これについては個人番号のカードを交付する際に本人を確定するために必要なシステムになります。それで、本人確認ソフトウェアについては国からと。これに要する費用については普通交付税で措置するという内容になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 先ほどのまちづくり政策課関係の件費の件なんですけど、最近の話ですとワタミの例もありますので、かなり過重労働になっていないかと、そこが心配なんですけれども、その辺は大丈夫ですね。そこら辺だけ確認したいと思います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 現実的には、本当に土曜、日曜ない部門もあります。で

きるだけ、その辺は平日を代休とか振りかえ、そういうようなところで対応していくというようなところで確認をとらせていただいております。やはり過重労働というのは、個人の判断にも基づくのかなと。ただ、管理者としてできるだけ早目に帰っていただくとか、年休をとっていただくとか、そういう対応で声がけはしてきておりました。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。再々質問になります。

○4番（秋本好則君） ありがとうございます。確かに土日に出ておられる方もかなりいらっしゃるって、その辺を心配しているんですけども、代休とかその辺は十分にとられているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） できるだけ速やかにとるというところで、規則の中では2カ月の範囲の中なんですけど、ほとんどの職員の方はまず1カ月以内には消化しているというようなところですよ。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。

65ページ、3款1項6目13節委託料の中に、日中一時支援レスパイトサービス事業委託料176万3,000円計上されておりますけれども、これは介護家族向けの事業と思われるんですけども、中身の説明をちょっとお願いいたします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 日中一時支援レスパイトサービス事業でございますけれども、介護家族ではございません。こちらは障害を持った方の一時支援という形のものでございます。2カ所の事業所がございまして、そちらを利用するという内容のものでございます。障がい児の方の利用する施設ということになります。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、62ページの財政財産管理費の中の需用費117万1,000円、修繕料とありますが、この内容についてお聞きしたいと思います。今、我々議員が議会事務局からファクスの調子が悪いと。原因を調べたら、この庁舎全体の電話回線がどうこうという話がありまして、それを聞いたとき、私は役場全体のファクスの調子が悪いのでは、いろいろ業務に支障を来しているのではないかと心配しましたものですから、この修繕料というのはそれについての対応策なのか、そういう意味で確認したいと思います。

それから、2点目は、63ページの先ほどマイナンバー事業とありましたが、今テレビでいわ

ゆる通知カードの郵便局からの配達が予定よりおこなわれているとか、このマイナンバー事業に関して詐欺事件が発生しているようなことを聞いていますが、柴田町の状況がどうなのか。また、今後の見通しです、それをお聞きしたいと思います。

私も通知カードが来て、申請を出したんですが、同封されてきた封筒を見たら、横浜でしたか、川崎かどちらかの何とかセンターというところに最初それが行って、そこでカードがつかられて、今度各市町村に来て、さっきから言われている顔認証システムというのをつくって、最後に柴田町としてこのカードをつくるのか、その流れも教えていただきたいというか。町民の方、何で横浜に行くんだとか、ストレートに柴田町役場に来ると思っている人ももしもいるかもわかりませんので、ちょっとその点お聞きしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） まず、修繕料の関係ですけれども、実はこれは庁舎の消防設備であったり、あるいは議会の窓枠、そういったことの修繕とか、あとそういったもろもろの庁舎の修繕となっております。

それから、電話の関係ですけれども、確かに電話ちょっとふぐあいが出ております。それで、かなり年数がたっているものですから、この下に使用料及び賃借料で電話機借上料ということで、長期継続の予算を上げさせてもらっていますけれども、これです。本来、平成28年度当初から実施しようかと思っていたんですが、前倒しでちょっとさせていただいて、電話機を交換して、しっかり電話機のふぐあいがいいように対応したいと考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） マイナンバーの配達状況をまずご説明したいと思います。

柴田町においては、11月2日月曜日から配達が始まりました。柴田郵便局、槻木郵便局ということで、住民の方には簡易書留郵便というスタイルでもって配達しております。それで、発送件数ですけれども、1万5,359世帯という内容になっております。配達については、11月中旬に、11月末日でもって郵便局での配達を終了したということです。それで、配達時において不在の場合、1週間、郵便局に保留されるわけですけれども、随時私のほうに戻ってきているという内容です。12月7日現在の数字です。我がほうに戻ってきた返戻の総数が968、そのうち私のほうで随時、その方たちに取りに来てくださいというご通知を申し上げております。それで、窓口の交付が今現在で165という数字になっております。そうしますと、町民に渡った数なんですけれども、1万4,556、配達率については95%ということになっております。

今後の流れに関してですけれども、通知カードを受け取って、個人番号カードを必要とする

方が自分の写真をつけて、それでもって郵送申請するという内容になります。どれぐらいの数が郵送申請されたかについては、今のところ私のほうには情報が入っておりません。今後国から柴田町の申請件数やら、交付日というようなことになろうかと思えます。おおむね国では平成28年の1月からということになっております。以上です。

○議長（加藤克明君） いいですか。再質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目の役場のほかの課というか、ファクスで影響というのは出ていないのでしょうか。例えば、議会事務局から私ら議員にはファクス文書ということでもらうと、若干人の名前とか、数字のところがかすれるとか、うちのファクスの調子が悪いのかどうか分かりませんが、例えばほかの課でも外部にファクスで文書を出すのに、何かそういう影響がないとか、さっきの財政課長の答弁は、本来は平成28年にやるのをこの40万円、電話機借上料というのがその対応策みたいに聞きましたけれども、きのう、きょう、あしたという所で役場として外部にファクスなんか出すときの影響というのがないのかと。急がなくととかというまずその辺、1点目です。

再質問の2点目は、マイナンバーに関して柴田町内ではそういう詐欺事件というようなものが発生しているとかという被害届とは言いませんが、そういうことがないかということをお聞きしましたので、その点の答弁漏れに近いんですけども、再質問は、ちょうど私も障がい者の兄がいて、兄の名前でも個人番号カードをしたときに、障がい者なもので、寝たところを写真でもって撮って出さないとかとちょっと思ったんですけど、1つは。障がい者の場合に、個人番号カードを持っていないといろんな手続するとき不利になるという言い方はおかしいんですけども、必ずやはり寝たところの写真でも撮って申請しないとダメなのかという、ちょっとそこをお聞きしたいと思います。

○議長（加藤克明君） 1点目、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 済みません、説明不足で申しわけありません。ちょっとファクスのほうは、議会の4階にあるファクスだけが調子が悪いのか、庁舎内で2階にファクスがあるんですが、それはちょっとふぐあいは出ていないんですけども、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

それで、私電話機借上料のことで、電話機だけの更新のお話を申し上げたんですけども、実は庁舎内の電話交換機、その設備も含めて前倒しでやるという内容です。よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 2点目、町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 先ほどの答弁の中で、詐欺に関する答弁が漏れていたことについてご説明したいと思います。今のところ、柴田町においては詐欺事件は発生していないという事です。

あわせて我がほうでは、お知らせ版に詐欺等についての被害に遭わないようにということで、町民の方々にご通知してあるということです。

あとは個人番号カードのカード作成に当たって、写真の件についてご質問ありました。言われてみれば、やはりそういうような写真撮影するのがなかなか大変だという方がおるかと思えます。その事務取り扱いについては、県を通じて国に再確認して、どんな手法があるかということの確認したいと思います。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 1点目のあれは何も議会事務局のファクスだけが調子が悪いという、事務局から聞いたのは庁舎全体の電話の回線に問題というか、原因があるから、議会事務局のファクスというか、逆に言えば、ほかの課では全然それは影響がないといえ、私は議会事務局のファクスをもう一回十分に調べ直さないでだめかなと、ちょっとそこは確認してください。

それから、マイナンバーについてちょっとお聞きしたかったのは、もしも例えば障がい者に限らず、自分は個人番号カードというのは持ちたくないとか、なくすと不安だから持ちたくないとか、そういう場合によって障がい者もですけれども、持っていないことによって不利になるというか、役場へ来ているんなら手順をやる時、必ず個人番号って聞かれる。私は個人番号カードは持っていませんとか、そういう意味で特に障がい者の方がもしもそうやって個人番号カードをつくらないと、いろんな年金をもらおうとかいろんな手順をするときに、不利になるということがないかどうかという、一番私が聞きたいのはそうです。

1万5,359世帯に発送して、最初戻りが968というのは、郵便局が配達、簡易書留ですね、そして不在だということで不在通知票みたいなのを置いていくんですか。郵便局で1週間保管して取りに来なかった分が町に戻ってくると。その後町がいろいろ対応したということなんですが、もう一度確認したいのは、それでも最終的に町民に通知が行っていないというものは何通になるか、最後の最後、現時点。本来は郵便局から戻ってきたのを町が直接町民の方に連絡して取りに来てくださいますとか対応したと思うんですが、最後の最後、まだ言うならば町民に渡っていないというのが何通ということなのかを聞きたい。以上です。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 障がい者が個人番号カードをつくらなかった場合に不利になる

かどうかについてなんですけれども、全然それはございません。要するに通知カードから個人番号カードをつくること自体が、その渡された町民の方ですか、その意思によるものです。それで、通知カードをもとに例えば人物特定するために、例えば一般であれば運転免許証を添付して本人であることを確認する業務だったり、あと運転免許証を持たない人は保険証ですか、それらの公的な証明を添付すればオーケーだということです。つまりは、個人番号カードを持たずしても不利益になるということはないんです。

あとは届いていない件数、12月7日現在、配付してまだ1カ月という状況です。私のほうに戻ってきて、例えば3カ月という目安を持ちます。3カ月の間にその方に私のほうで連絡をする。それで、来ないとなれば、そこでもって返還手続ということになります。国に対して返還手続ということになります。その後は個人の方が必要とするときに我がほうに来てもらって、再交付というシステムになります。いわゆる町民の方は、全て自分に割り振られた番号を持つというようなことになります。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

60ページの2款総務費の8報償費講師謝礼の説明をお願いします。

それから、61ページの企画管理費の積立金ふるさと柴田応援基金積立金の300万円になったということなんです、内訳はどのようになっていますか。

それから、62ページの5財政財産管理費の13節委託料町有地樹木伐採委託料が出ていますが、ナラ枯れと関係ありますか、どこの分なんでしょうか。

それから、そのページの一番下、10交通防犯対策費の工事請負費に指定寄附で交通安全施設新設改良工事がありますが、どこの何なんでしょうか。

それから、66ページの保育所費の7賃金で、マイナスの719万7,000円、その中の臨時保育士賃金が674万7,000円のマイナスとなっていますが、これは保育所では人手は十分に足りていたんでしょうか。要は採用ができないためにマイナスになったのか。実情をお伺いします。

それから、最後に67ページの8施設給付費の19負担金補助及び交付金に地域型保育給付費、先ほど小規模保育、家庭的保育という説明だったんですが、もう少し詳しくお願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（武山昭彦君） 60ページの8節報償費、10万円の講師謝礼につきましては、職員に管理者やリーダーが心得ておきたい育成指導のつぼということには題はなっているんですけれ

ども、職員が聞いて、お客様の対応等のスキルアップが図れることという内容も含まれておりますので、午前中と午後の2回職員を分けまして、講習をして職員の育成に努めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○議長（加藤克明君） 次に、まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） それでは、ふるさと柴田応援基金の内訳です。前回もお話ししましたように、8つの事業区分に基づいて給付金が受けられております。きょう現在で、もう350万円になりました。これだけの実績が上がってきているということです。まず1つには、桜のまちづくりに関する事業、42件ありまして80万1,111円です。2つ目として教育に関する事業、これについては35件寄附ありまして70万5,000円となります。3つ目として福祉に関する事業、21件ありまして40万5,000円ちょうどとなります。4つ目として地域づくりに関する事業、15件、20万円ちょうどです。総合体育館建設に関する事業、3件、5万円です。図書館建設に関する事業、10件あります。29万5,000円です。学校給食センター建設に関する事業、6件で6万円ちょうどです。8つ目に自治体にお任せということで71件、99万5,000円ということで、総件数、きょう現在で203件、総金額として351万1,111円の内容になっています。

○議長（加藤克明君） 3点目、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 町有地の樹木伐採の関係ですけれども、特別ナラ枯れとは関係はございません。当初予定しております町有地の伐採なんですけれども、それ以降に隣地の方から苦情等がありまして、それに対応するという内容でございます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 交通安全施設新設改良工事、これについては指定寄附ということで、東船岡小学校学区内にカーブミラー2基設置工事を予定しております。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 臨時保育士の賃金の件なんですけれども、当初から希望している保育士を採用できればよかったです、やはりちょっと応募が少なかったということで、各施設ごとちょっと足りなかった分が、足りなかったというか、採用できなかった分がその分が余ったという形になります。

年度途中にも出入りがしてしまっていて、少し期間があいたりということがありまして、その分については現有の保育士で頑張っていただきました。ということです。

それから、施設給付費の地域型保育給付費の件なんですけれども、小規模保育事業所、それ

から町外の私立幼稚園で子ども・子育て支援法のほうに移行した施設に通園している町内のお子様の分等を含めまして今回増額になっておりますが、それにあわせて公定価格の中で当初見込み価格が決定していなかったことも一つあります。それから、あともう一つ、処遇改善加算の分が改めて事業所に勤めている保育士の処遇改善加算、その分を改めて積算して上乗せしてありますので、この金額の補正となりました。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 最後の地域型保育給付費の幼稚園の部分ということがありましたが、もう一度そこだけ説明をお願いします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（平間清志君） 公立幼稚園については、今回移行について町でもやっているんですけども、町外の移行した私立幼稚園、うちの町の私立幼稚園については支援法に移行していないんですが、移行した幼稚園が町外にあります。そちらの幼稚園に行っているお子さんの分の給付費という形で、岩沼市と角田市のほうの幼稚園へ行っているお子さんがおりますので、その分の給付費が入っております。

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。7番 佐々木裕子さん。

○7番（佐々木裕子君） 7番佐々木裕子です。

先ほど斎藤議員も質問しておりましたけれども、65ページの節13でレスパイトサービスですか、これは利用状況と規定などがございましたら、その辺詳しくお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 利用状況でございますが、利用状況は前年度よりもふえてございます。平成26年度実利用者人数でございますが、年間で34名でございます。27年度は途中でございますけれども、実利用者数は37人ということでございますので、差し引きしますと3名ほどふえているということでございます。

また、利用の条件でございますが、レスパイトサービス事業については、区分選定というものがありませんので、広く受け入れることができる施設ということでなっております。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○7番（佐々木裕子君） 今、37名ということでしたけれども、これは世帯数で考えるとどれぐらいに、世帯数はどうなりますか。

○議長（加藤克明君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） 申しわけございません、世帯数での統計はとってございません。
（「わかりました」の声あり）

○議長（加藤克明君） 再々質問ありますか。よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 次に、69ページの農林水産業費から76ページの公債費に対する質疑を許します。質疑ありませんか。5番齋藤義勝君。

○5番（齋藤義勝君） 5番齋藤です。

76ページ、11款2項1目の土木施設災害復旧費、これに関連してお伺いいたします。この災害復旧費に関しましては、10月に補正で農林水産関係と土木を合わせまして、約6,000万円ぐらい組んだわけでございます。それで、今回農林水産関係で3,387万7,000円ですか、そして土木のほうで2億2,721万円ほど組んでおりますけれども、この中で土木のほうで道路の破損箇所ですか、29カ所という説明を受けまして、町の単独費でたしか21カ所補修したと聞いたんですけれども、そして残りの8カ所を今回の補正で補修するという説明を受けたんですけれども、この8カ所についてどこなのかちょっと説明お願いいたします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

先ほどの10月会議で補正ということだったんですけれども、10月会議、公共土木施設については工事請負費としては360万円単独費、たしか3カ所だったと思いますけれども、補正をさせていただきました。今回の2億2,700万円につきましては、説明にもありましており48カ所、公共土木施設災害復旧の補助に係るもの19件、あと単独で残り29件ということの48件、総額で2億2,700万円をお願いをしているもので、これから全て仕事をしようとするものです。

8件ということですので、そうですね路線名で申し上げればいいでしょうか。路線名で言えば、町道葉坂19号線、対象路線になりますけれども、災害復旧は箇所ごとの申請はしているんですけれども、1つの路線で2カ所ある場合2件の申請をしますし、それぞれの距離が100メートルになれば1件で申請する場合がありますので、対象路線のみ申し上げさせていただきたいと思います。8件というのは補助対象ということで、災害査定を受けた路線名だけ申し上げたいと思います。町道葉坂19号線、町道入間田6号線、町道入間田4号線、町道船迫17号線、それから3次査定のほうで、町道葉坂3号線、町道葉坂8号線、町道葉坂11号線、以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君）　それで、今回の土木の災害復旧費で補正額が2億2,721万円、このうちこれは地方債のほうで1億2,670万円入るわけです。これに関連しまして、80ページに地方債の残高という一覧表が出ているんですけども、これを見ても、地方債の残高、前年度は132億9,000万円ということでございました。そして、この補正を組む前は140億6,900万円、そしてこの補正後になりますと、142億3,300万円とふえているんですけども、これに伴いまして、この借金、公債費ですか、これが平成27年度は11億5,000万円だったわけですね。そして平成27年度が11億9,000万円となっておりますけれども、これによりまして平成28年度にこの公債費というのは大体どれぐらいになるのかちょっとお教えいただきたいんですけども、以上です。

○議長（加藤克明君）　答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君）　今回、その災害復旧を含めて記載を計上させていただきました。それで、今議員ごらんとおり80ページに見ていただくとわかるんですけども、補正前のほうが18億2,350万円という起債額でした。それで、今回補正として1億6,400万円を増額しますので、補正後が19億8,750万円という金額になります。それで、残高につきましては、今おっしゃったとおり142億3,379万3,000円という金額になっております。それがこの調書なんですけど、別に資料として議案第40号関係資料というのをお渡ししているかと思うんですが、それをごらんいただきますと、地方債の償還計画及び残高見込みという資料を毎回議会のたびにお渡ししているかと思うんですが、それをごらんいただきますと、今年度の12月補正までの起債分を反映しておりまして、28年度の元利償還金の見込み額については合計で11億4,823万4,000円というような償還の計画となっております。ご確認をいただきたいと思います。

○議長（加藤克明君）　再々質問ありますか。ほかに質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君）　69ページの7款商工費の中の2目観光整備費、次のページのところに修繕料として計上されているんですけども、この修繕料の中身について教えていただきたいと思います。

次に、71ページの8款土木費の中の5目公園緑地費の中で450万円ほど都市公園等維持管理事業、この中で船岡城址公園整備詳細設計ということで、先ほど園路の設計とかありましたけれども、これについてももう少し詳しく教えていただきたいということ。

それと、あとは私の一般質問とか、監査委員の指摘がありましたけれども、全体計画がここで見られることになっているのかどうかもあわせてお聞きしたいと思います。

それと、同じ71ページなんですけど、8款土木費の中の1目の住宅管理費、この中で、これも

次のページのところに修繕料という説明になっているんですけども、全体からすると10%以上の補正になっていますが、この中身について教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 70ページの修繕料になりますけれども、これにつきましては、船岡城址公園内にこちらは船岡平和観音のほうですとかというふうな道案内の道標が立っているわけなんですけれども、その道標が実は11月の頭にいたずらされまして、破損してしまいました。当然警察にも連絡いたしまして、現場のほうを確認してもらっているわけなんですけれども、その道標の修繕とあわせて、ちょっと車どめとか安全の関係上、塗装が剥げている部分がありますので、塗装の修繕をあわせて行うものでございます。

○議長（加藤克明君） 次に、2点目、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） 初めに、71ページ、公園緑地費の船岡城址公園整備詳細設計委託料ということです。これまで議会でもいろいろ議論がありまして、これまで社会資本整備総合交付金を活用して、館山4号を初め、個別の事業については提案をしながら進めてきましたけれども、全体の形がわからないということで、前回の会議のときも照明の話をしたときに、その照明の話がいつから出てきたのかというようないろんな議論の中で、今回船岡城址公園全体として考え方を示したほうがわかりやすいのだろうということで、今回お願いをするものです。

今回の船岡城址公園、先ほど園路ということで財政課長、説明していただきました。実は一部測量も入りますので、そうですね、平面測量も500平米ぐらいのところ基準点10点ぐらいを落として、現地測量をして、実は今ある船岡城址公園内の園路を手をかけている、かけていないところもあるんですけども、そういったものの園路なんかも全てを明らかにして図面でわかりやすく全体像を示して、ここの部分については危険なので安全策を講じたい。ここの部分については暗いので照明が欲しいという声がありますので、そういったものを1枚にまとめて、あとは昨年原田甲斐の供養塔もあり、あそこのところも今案としてでき上がっていますので、そういったものを全て合わせた形でわかりやすいものをつくっていきたいということで、今回お願いをするものです。

ただ、公園の維持管理は全体像を示しても、その場面場面で必要なものが出てくる場合があるんです。そのときには個別で提案をさせていただきます。よろしく申し上げます。

それから、次の71ページから2ページまたがります。住宅管理費の修繕料ですけれども、この修繕料については、町営住宅の空き家を今度お貸しする際に修繕が必要になりますので、今

のところ空き家5戸の修繕予定をしております。

それから、これから冬場に入りますと、ちょっと古い住宅もありますので、凍結破損に伴う漏水が毎年発生しますので、そういったものの対応のための修繕料をお願いするものです。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） そうしますと、済みません、71ページの先ほどの船岡城址公園の整備関係なんですけれども、そうすると、今のところ全体で考えられているプランをこの中で一緒に発表されるということに今聞いたんですけれども、その確認をしたいと思います。

それと、先ほどの町営住宅の件なんですけど、5戸の空き家の修繕ということなんですけれども、この5戸はどここの空き家なのか教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） お答えいたします。

まず、1点目です。今考えている整備構想も一つにまとめていきたいということです。

それから、5戸についてお話いたします。修繕料5戸は、これは部屋番号まで必要でしょうか。西船迫の町営住宅、それから槻木駅前町営住宅、それから北船岡1号棟、この3棟で、合わせて5戸です。よろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。14番舟山彰君。

○14番（舟山 彰君） 1点目は、73ページの下のほうの小学校管理費、需用費138万円、光熱水費とありますが、これは例えば各学校からことしの冬もっと寒くなりそうだとか、灯油代が当初よりもちょっと上がりそうだとということで、各学校から要求があった。それとも町の教育委員会がそれを取りまとめて計上したのか、ちょっとそこを1点お聞きしたいと思います。

2点目は、一番下に備品購入費30万円、吹奏楽部楽器、括弧して指定寄附とあります。これは歳入で言うと57ページの教育費寄附金補正額31万円とあるんですが、これは例えば指定寄附した人は前もって楽器の見積もりをとって本当は31万円だったと。それで、町に指定寄附31万円したんだけど、町が実際に業者に聞いたら微妙ですけども、30万円、逆に私は指定寄附した1万円というのはどうなるのかなという。それは例えば57ページの上に総務費寄附金ということで、交通防犯対策費というのが、さっきたしかカーブミラー設置ということで、指定寄附70万円に対して歳出も70万円ぴったりなんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、こういう指定寄附というときに寄附する人は、例えば自分は町としてこういうものを買ってほしいとか、こういうことをやってもらいたいというときに、前もってそれなりに予算を見て、じ

や自分は幾ら寄附ということなんですか。ちょっと素朴な質問と言ったらなんですけども、以上の2点です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 1点目の光熱水費です。これは各学校の電気料金で、次回3月補正まで間に合わないという部分を算定して、不足分について今回計上したものでございます。

次です、寄附金の関連なんですが、舟山議員、多分節の数字を見ていると思うんですが、明細のほうに、次のページに図書館費ということで1万円計上しておりまして、30、30は合っている数字になっております。ですので、歳入歳出数字は合っているのですが、この金額で個人が槻木小学校に吹奏楽ということで、実は中学校のだと吹奏楽関係は楽器としては充足するんですが、小学校関係については、とりあえず特定する吹奏楽、実は槻木小学校には部がまれにあるものですから、これに対して不足が生じていると学校で予算化しづらいということで、それを聞いた個人の方が30万円ほど寄附して、これに対する楽器の不足分を補ってくださいということでの金額を寄附されて計上したものでございます。よろしくをお願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 最初の需用費、電気料金ということですけども、いわゆる灯油代というかその不足はないのかというのが1点目です。

そういえば、70万円というのがカーブミラーということ、地元で言うと地域計画で、地域の区で例えばそういうことが計画され、指定寄附70万円となったのか、ちょっとそこを確認したいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長、1点目。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今回につきましては、灯油ということではなくて、電気料金という内容でございます。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについては、地域計画とは別に地域の方からこの地域の中でつけていただくというようなところの指定がありましたので、町としてはその寄附をカーブミラーの設置に充てたいというところで、今回予算措置をさせていただきました。

○議長（加藤克明君） 再々質問になります。どうぞ。

○14番（舟山 彰君） 済みません、小学校関係の灯油代のほうは例えば今後補正するとかということはないのかと、私は一番それが気にかかっている。例えば各学校からも灯油代も本当は

欲しいんだという要求とかも来ていないのか。私はそこを一番聞きたかったんです。寒くなって、子供たちが灯油代がちょっと足りなくなったから我慢しなくちゃだめということのないようにということを念のために聞いていますので、ちょっとそこをお願いしたいんですけども。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 灯油代につきましては、各学校、現在各月ごとの前年度分を踏まえながら対策を講じた段階においては不足は生じていないという計算上にはなっていますので、万が一今回12月から極端に寒波が訪れたときには、恐らく3月補正には対応になるのかなという形は考えてございます。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

71ページの8款土木費5目公園緑地費の先ほど出ていました委託料、船岡城址公園整備詳細設計委託料なんですけど、中身は大体わかったんですけども、そうするといつまでにどのようなところに委託するんでしょうか。

それから、72ページの9款消防費の2目水防費の13節委託料局地冠水対策マニュアル作成業務委託料、一般質問で何度も出てきましたけれども、もう一度詳しく、どういうところに委託して、いつまでに完成させ、そしてどのように活用するのか、このマニュアル自体は住民には配布したりしないで、職員だけ持つものなのか、少し詳しく説明願います。

それから、73ページの10款教育費の中の15工事請負費に幾つか出ているんですけど、その中の東船岡小学校手摺り設置工事と槻木中学校体育館改修工事の説明をお願いします。

それから、76ページの11款災害復旧費、農林水産施設災害復旧費と土木施設災害復旧費があるんですけど、このように件数が多いときは資料として一覧をばあっと、どこの分とかという、金額まではもちろん出ないでしょうけれども、どこだというのがわかると、私たちもここが大変だったんだとかということになるのでわかるんです。先ほどのように急にただ何号、何号と言われても、ちょっとメモもとれ切れないし、どういう状況だったのかというのをよく理解する上でも、1枚資料として出していただくと、わかりやすいかと思います。

それと、土木施設災害復旧費の財源内訳なんですけど、ここの一般財源がマイナスの1,353万9,000円になっている説明をお願いします。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。最初に、都市建設課長。

○都市建設課長（加藤秀典君） どのようなスケジュールで、どこに委託ということなんですけ

れども、当然、年度内3月のまとめを目指しますので、早期の発注をしていきたいと考えておりますけれども、相手先といいますか、コンサルティングということで、公園の整備とか、そういったことに詳しい登録されている業者がありますので、指名委員会の中で選定をさせていただいて、発注をしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 2点目、危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） このたびの9月に発生しました関東・東北豪雨による冠水地域、いろんなことがありました。それをもとにしまして、抜本的にはやはり阿武隈川と白石川の改修が一番だとは思いますが、町としてもそういう冠水したところについてまず検証するというのが第一で、それに基づいてまずどういう箇所で、何カ所ぐらい、約10カ所ぐらいありましたので、そういうところをハード面では堀のしゅんせつとか、そして堤防のかさ上げとか、そういうところ、またソフト面におきましては、そういう水が上がったときの排水機場、水門等の操作関係、それを今度は町の住民にどのように情報を伝達するかということマニュアル化をしていくものでございます。

そして、それにつきましては、やはり町内のそういう道路工とかそういう部分に精通した業者を選びまして、それで早期に発注をしていきたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 3点目、教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 工事関係です、東船岡小学校手摺り設置工事です。これにつきましては、次年度特別支援に入学する児童の支援といたしまして、階段並びに体育館の入り口、トイレ等に補助のための手すりを設置するという工事内容でございます。槻木中学校体育館改修工事につきましては、外壁に対して崩れるおそれがあるという危険性をこちらで国に申請したところ、採択がございましたので、今回このように予算計上したものでございます。

○議長（加藤克明君） 4点目につきましては、財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 一般財源の減額の関係ですけれども、9月の専決処分でもお願いして一般財源を充てたところだったんですが、今回国県支出金、それから先ほど説明させていただきました地方債に財源が振替になったということで、一般財源は減額をさせていただいたという内容です。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか、どうぞ。

○15番（白内恵美子君） 局地冠水対策マニュアルは、そうするといつごろ完成なんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（小玉 敏君） 早期に発注しまして、年度内に完成できればと思っております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 歳出の質疑を終結します。

これをもって一般会計補正予算にかかわる全ての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号平成27年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

日程第9 議案第41号 平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第9、議案第41号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第41号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、保険給付費等の増によるものであります。歳入につきましては、保険基盤安定繰入金確定見込みによる増額であります。歳出につきましては、保険給付費、国民健康保険税過誤納還付金等の増による補正であります。あわせて、債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入歳出それぞれ6,320万円を増額し、補正後の予算総額を49億4,655万2,000円とするもの

です。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） それでは、詳細説明をいたします。

議案書81ページをお開きください。

議案第41号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算です。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,320万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億4,655万2,000円とするものです。今回の補正につきましては、保険給付費等の増によるものです。

主なものについて説明をさせていただきます。

83ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正の追加です。診療報酬明細書審査業務及び国民健康保険税電算処理業務に係る委託料の追加2件ですが、これらは平成28年度当初から執行予定の事務事業で、本年度中に事前手続を行うために債務負担行為を設定するものです。期間につきましては平成28年度となります。限度額はそれぞれ記載のとおりです。

続いて、85ページをお開きください。

歳入です。9款1項1目一般会計繰入金6,320万円の増額ですが、これは保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金の確定見込みにより、保険税軽減分1,356万4,000円、保険者支援分4,963万6,000円がそれぞれ増となります。

次に、86ページになります。

歳出です。2款1項1目一般被保険者療養給付費1,960万8,000円の増、5目審査支払手数料25万7,000円の増。

次の2款2項1目一般被保険者高額療養費4,333万5,000円の増は、これまでの給付実績に基づきまして今後の支払い見込み額により増額補正するものです。

11款1項1目一般被保険者保険税還付金215万7,000円の増。4目一般被保険者保険税還付加算金14万円の増は、資格の遡及喪失に伴う過年度分の国保税還付によるものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号平成27年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第42号 平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第10、議案第42号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第42号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、社会資本整備総合交付金の交付額確定に伴う補正であります。歳入歳出それぞれ9億6,528万1,000円を減額し、補正後の予算総額を15億6,462万6,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） それでは、議案書89ページをお願いいたします。

議案第42号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算につきましての詳細説明を申し上げます。

第1条です。歳入歳出予算それぞれ9億6,528万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を15億6,462万6,000円とするものであります。

このたびの補正につきましては、主なものとして鷺沼排水区雨水事業で地下式形式調整池か

ら震災後の物価上昇等の高騰によりまして、オープン形式に変更する方針の説明をさせていただいておりました。その中で、地元の意向が一番大切だというご指摘を受けまして、昨年9月よりことし11月までなのですが、6回の説明会を既設の公園の代替地、公園関係の整備補修を含めた説明会を開催してまいりました。その結果、変更理由やオープン式にした際の安全対策をしっかりとっていただきたいという意見がございましたが、それ以上に水害のない地域に早くしてほしいという意見に集約されまして、オープン式への変更につきましては、地元の承認を得られているところです。

並行いたしましてオープン式調整池の見直しの関係の設計協議関係を県と進めてまいりました結果、平成26年度予定していたやつにつきましては、平成27年度に繰り越しして実施せざるを得ないということの協議結果になりました。事業量的にふくそうすることなどの理由から繰り越し事業で平成27年度へ繰り越し措置をさせていただいたところです。

このたびの減額をお願いするものにつきましては、現年度分の次年度への繰り延べという協議結果になりましたので、それらのことについての内容になりますので、よろしくお願いたします。

91ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正になります。年度当初から事業執行が必要な項目となるものでございまして、事項としましてマンホールポンプ保守管理委託料になります。期間につきましては、平成28年から29年度まで2カ年です。限度額につきましては、1,540万円と設定するものです。

92ページをお願いいたします。

地方債の補正です。公共下水道の起債であります。平成27年度当初予算で予定しておりました浸水対策工事につきまして、次年度以降に繰り延べすることになったことによりまして、事業費の減額による補正となるものでございます。補正前の限度額5億530万円から2億480万円を減額いたしまして、補正後の限度額3億50万円に改めるものでございます。

94ページをお願いいたします。

歳入です。

国庫支出金、国庫補助金1目公共下水道事業補助金1億9,494万円の減額につきましては、地方債補正と同様の理由によるものとなります。補正前の額3億5,359万円から補正額1億9,494万円を減額いたしまして、補正後の額を1億5,865万円とするものです。

続きまして、4款繰入金1項繰入金他会計繰入金1,652万1,000円の減額につきましては、工事費等の減額によりまして一般会計へ繰り戻しを行うものです。

次に、6款諸収入3項雑入5億4,902万円の減額につきましては、鷺沼排水区雨水整備事業の共同施工者、大河原町と共同施工しているわけなんです、大河原町の負担金の減額補正となるものでございます。

7款町債1項町債1目公共下水道事業債の補正です。92ページの地方債補正で説明した内容と同様の理由によりまして、補正前の限度額5億530万円から2億480万円減額いたしまして、補正後の額3億50万円に補正を行うものでございます。

95ページをお願いいたします。

下のページになります。歳出です。

1款1項2目汚水管理費の補正になります。11節の需用費の修繕料につきましては、下水道のマンホールポンプ、ところどころあるんですが、その経年によりまして、10年以上経っているんですが、その中の設備関係の更新によるもので、6カ所の補正をお願いするものでございます。補正額475万円、これは6カ所の修繕額になります。よろしくをお願いいたします。

次に、13節委託料の28万1,000円の減額につきましては、特殊人孔汚泥処分委託料の額の確定による減額補正となるものです。

次に、19節負担金補助及び交付金2,000万円の減額につきましては、阿武隈川下流流域下水道維持管理負担金、これの確定見込み額による減額補正となります。

次に、27節の公課費110万円の補正につきましては、平成27年度の消費税関係の中間納付分の補正をお願いするものです。平成26年度9月末で確定しているんですが、その4分の1の額、4期で払うということなんですけれども、その額を比較して納める額が当初見込みよりちょっと高くなったものですから、110万円の補正を今回お願いするものでございます。

次に、2款の下水道事業費の補正です。

1項下水道事業費1目公共下水道建設費15節工事請負費9億1,985万円の減額補正につきましては、先ほどの理由によりまして、主に平成27年度予算の工事費関係の雨水対策事業費の工事費減額の補正となります。その工事の繰り延べによりまして、事業費9億7,200万円の減額補正となります。雨水に絡むものと、9億7,200万円と、公共下水道事業費の2,000万円については新栄地区通常事業の単独補正分で2,000万円をお願いするものです。長寿命化の西船迫地区工事を予定しているんですが、それについては補助事業費確定に伴いまして115万円の増額補正をお願いいたしまして、これらによりまして15節の工事請負費9億1,985万円の減額補正を行うものでございます。

22節補償補填及び賠償金3,100万円の減額につきましては、鷺沼排水区で予定してござい

た地下埋設の使用、移設関係がこのたび減額になりますので、額が3,100万円の減額補正を今回お願いするものでございます。

96ページをお願いいたします。

5款公債費になります。1項公債費1目元金につきましては、財源の組み替えによる補正となるものです。

次、97ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末及び現在高の見込みに関する調書になります。当該年度中の起債見込み額の補正となるものでありまして、補正前5億1,810万円の見込み額に対しまして、浸水対策事業債2億480万円の減額による補正で、その後3億1,330万円の見込み額と改めるものです。以上の調書の中身で補正内容の概要説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。4番秋本好則君。

○4番（秋本好則君） 97ページの公共下水道事業債についてお聞きしたいと思います。

一般質問のときに私も触れたんですが、平成21年当時で110億円だったと思うんですが、これが72億円ぐらいまで数年で40億円ぐらい下がってきております。この調子で順調に下がっていくのかどうかというのがまず1点。

それと、これから長寿命化計画事業が始まってきたときに、これに関係してこの調子で下がっていないことがあるのか、その辺の見込みをお願いしたいと思います。

それと、事業債のほかに平準化債というのが柴田町はとっていたと思うんですけども、平準化債と事業債との関係、そして平準化債がどのように変化してくるのかをお願いしたいと思います。以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。3点でございます。どうぞ。

○上下水道課長（畑山義彦君） まず、地方債残高につきましては、一般質問の際につきまして、平成27年5月末現在で26年度末で議員おっしゃいました77億1,696万円という現在高になっております。今後の見通しとしましては、議員お持ちだった平成21年度末の中ではずっと4億円、5億円の減額で年度ごとに推移してきたんですけれども、方向としてはやはり減額の方向で推移してまいります。額については1億円から2億円の範囲とシミュレーションしています。

それから資本費平準化債につきましては、いわゆる今の資本費に対しての元金に対してその都度計算していくものなので、大体今のところ8,000万円とか、1億2,000万円ですか、そんな

中で資本費平準化債ということで見込みながら事業運営している状況ではあります。

長寿命化につきましては、補助半分、起債100%、残りも起債100%充当になりますので、それを据え置き、25年なり37年の償還ということになります。大きくは影響してこないと予測してございます。以上でございます。

○議長（加藤克明君） 再質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 順調に多少でこぼこがあっても減っていくという話であれば、一般会計からの繰出金について、これも順調に今のところ大体5億円から8億円ぐらいずつ一般会計から繰り出しされておりますけれども、これも順調に減ってくるという考え方でよろしいでしょうか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 不測の事態の災害があった場合とか、そういうときはちょっと影響あるかと思いますが、基本的には4億円から5億円の中で推移していきたいという考えと、考え方としては議員おっしゃった総務省のやつですか、あれの範囲内で推移して大きくは4億円から5億円の中では運営していけるのではないかと見込んでございます。

○議長（加藤克明君） 再々質問、どうぞ。

○4番（秋本好則君） 質問というよりも、なるべく一般会計へ負担をかけないような形でお願いしたいと思います。

○議長（加藤克明君） ほかに質疑ありませんか。15番白内恵美子さん。

○15番（白内恵美子君） 白内です。

最初の説明のところで、平成27年度へ繰り越すものと聞こえたんですが、ちょっとそこと。

それから、今後のスケジュール、平成28年度はどこから工期がいつまでなのかについて伺います。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 平成27年度へというのは、26年度オープン式に変更してから、もろもろ地元、県、あと代替公園の必要性も出てまいりましたことから、地権者と決定するに当たって事前にそういう協力もいただかないとということで、年度またいで、27年までまたいで実は動いておりました。ということは、平成26年度の事業費を27年度、ことしです、今年度へ明許繰り越した工事費を今年終わらせるんですけれども、終わらせるというか、入札発注かけているんですけれども、ただ平成27年度でも予算として要望していたんです。ただ、それ

はふくそうするし、現場が事業量的にちょっと難しいんで、県と協議の結果、それは予算的に平成28年度に繰り延べて実施していただきたいということの内容になります。

よろしいですか。（「スケジュール」の声あり）今後のスケジュールなんですけれども、その平成26年度から繰り越してまいりました事業につきましては、発注入札という形で進めさせていただきまして、平成28年度につきましては、27年度今回減額補正をお願いするものなんですけれども、その分の工事費といわゆる事業の中身の要望を見合った形でしておる状況でございます。要は平成27年予算が事業の中身が繰り延べされているんで、28年度に1年間ずれ込んだ形になるんです。その辺で要望は繰り返し行っております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○15番（白内恵美子君） そうしますと、調整池自体の完成はいつごろになるんですか。

○議長（加藤克明君） 上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 今の計画では3年で、平成30年度完成を目指しております。ただ、国補助を受けてやっている事業でございますので、そういう計画で強く要望はしていきたいと考えております。

○議長（加藤克明君） よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号平成27年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第43号 平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第11、議案第43号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第43号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、介護保険料及び保険給付費並びに債務負担行為補正が主な内容となっております。

歳入につきましては、保険料の増額と国庫補助金の減額、県補助金の増額及び一般会計繰入金金の減額であります。歳出につきましては、総務費の減額と保険給付費の増額及び地域支援事業の減額であります。債務負担行為の補正につきましては、平成28年度当初から事業が開始されるための補正となっております。

歳入歳出それぞれ1,874万1,000円を増額し、補正後の予算総額を27億6,570万8,000円とするものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。福祉課長。

○福祉課長（鈴木 仁君） それでは、議案第43号平成27年度柴田町介護保険特別会計の補正予算について詳細説明をいたします。

議案書99ページをごらんください。

今回の補正につきましては、介護保険料及び保険給付費並びに債務負担行為補正が主な内容であります。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,874万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,570万8,000円とするものです。

歳入歳出予算の説明前に、債務負担行為補正を説明いたします。

102ページをごらんください。

追加4件であります。いずれも平成28年度当初から執行する事務事業について今年度中に契約手続を行うための事項となります。

歳入です。主なものについて説明いたします。

104ページをごらんください。

1款1項1目1節現年度分特別徴収保険料2,000万円の増額は、被保険者数の増及び調定額の増によるものであります。

3款2項4目1節地域介護・福祉空間整備推進交付金7,811万円の減額及びその下にありま

す5款2項4目1節地域医療介護総合確保事業補助金7,828万3,000円の増額は、地域医療介護総合確保推進法の制定によりまして、従来国庫補助金の対象事業であった施設整備事業が県補助金の事業に変更になりました。これにより、国庫補助金を減額し、県補助金を増額するものであります。歳入予算科目の組み替えとなるものであります。

続きまして、歳出です。主なものについて説明いたします。

105ページをごらんください。

1款1項1目一般管理費の14節及び15節、18節の減額につきましては、船岡駅前に開設いたしました地域包括支援センターの開設事業費の精算によるものであります。19節は歳入でご説明いたしました制度改正により、補助金名称の変更に伴うものであります。

2款保険給付費につきましては、1項介護サービス等諸費、次のページ、中段にあります2項介護予防サービス等諸費、下段にあります5項高額医療合算介護サービス等費、次のページの上段にあります6項特定入所者介護サービス等費の各事業費ごとのサービス料の増減によりまして、合計2,040万円を増額補正するものであります。

4款2項2目任意事業費40万円の減額は、家族介護用品利用者の減に伴いまして減額補正するものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。** 質疑は歳入歳出一括といたします。質疑に当たってはページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第43号平成27年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第12 議案第44号 平成27年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長（加藤克明君） 日程第12、議案第44号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算を議題と

いたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第44号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、他会計補助金の減額、人件費、動力費、手数料、工事請負費の増額及び新年度から継続して業務を行うための債務負担行為を補正するものであります。

収益的収入は24万円減額し、補正後の予算総額は12億9,321万6,000円となります。収益的支出は25万円増額し、補正後の予算総額は11億9,118万3,000円となります。

資本的収入の補正はなく、資本的支出は101万5,000円増額し、補正後の予算総額は3億7,052万4,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（加藤克明君） 補足説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（畑山義彦君） 補足説明を申し上げます。

109ページをお願いいたします。

議案第44号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算でございます。

第2条です。第2条で定めております業務の予定量を次のように改めるものでございます。

主な建設改良既決予算額から101万5,000円を増額いたしまして、1億8,837万8,000円に補正を行うものです。内容については、増圧ポンプと時間外勤務手当になっております。

第3条です。予算第3条に定めております収益的収入及び支出の予算予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額から24万円を減額いたしまして12億9,321万6,000円に、その内訳は第2項の営業外収益です。既決予定額から24万円を減額いたしまして、3,443万8,000円に補正を行うものです。これにつきましては、一般会計からの児童手当繰入金額確定による減額補正です。

支出でございます。

第1款水道事業費用、既決予定額から25万円を増額いたしまして、11億9,118万3,000円に、その内訳は第1項の営業費用です。既決予定額から25万円を増額いたしまして、10億9,585万

7,000円に補正を行うものでございます。中身につきましては、配水場の動力費、口座振替取扱手数料、時間外勤務手当となっております。

第4条につきましては、予算第4条の本文括弧書きの額につきまして、最終的に2億3,935万4,000円に改めるものです。

資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正を行うものでございます。

収入はございません。支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額から101万5,000円を増額いたしまして、3億7,052万4,000円に、内訳は第1項の建設改良費既決予定額から101万5,000円を増額いたしまして、1億9,103万2,000円に補正を行うものです。

110ページをお願いいたします。

債務負担行為の補正です。年度当初からの執行が必要だということで、必要な手続を年度内に行うためのもので、事項、期間、限度額につきましては、ごらんのとおりになります。

第5条が債務負担行為で、中身についてはごらんのとおりということで、よろしく願いいたします。

第6条です。予算第7条で定めております経費の金額、議会の議決を得なければならない経費を次のように補正を行うものです。職員給与費既決予定額から11万円を増額いたしまして、4,599万5,000円に補正を行うものです。

次に、119ページをお願いいたします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

収入です。

第1款水道事業収益、既決予定額から24万円を減額いたしまして、3,443万8,000円に、その内訳は児童手当繰入金、額確定による減額になるものです。

支出でございます。第1款水道事業費用、既決予定額から11万円を増額しまして、6億6,718万3,000円、その内訳につきましては、先ほど申しました動力費、配水場動力費と時間外勤務手当を含みまして、同じ既決予定額14万円の増額で1億2,373万6,000円に、その内訳は第4目総係費2節の時間外勤務手当として7万円。15節口座振替取扱手数料7万円の補正を行うものでございます。前後しますが、動力費につきましては8万円の補正になっております。

120ページをお願いいたします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書でございます。

収入はございません。支出でございます。

水道工事費2節時間外勤務手当として1万円補正を行うものです。9節工事請負費で根形増圧ポンプが24年経年しておりますので、故障がちになっている状況です。それを安定供給を図るため、更新工事として100万5,000円の補正をお願いするものでございます。

内容については以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。**質疑は収入支出一括といたします。質疑に当たっては、ページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） **討論なしと認めます。**

これより、議案第44号平成27年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） **起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。**

日程第13 意見書案第2号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第13、意見書案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。15番白内恵美子さんの登壇を許します。

〔15番 白内恵美子君 登壇〕

○15番（白内恵美子君） 15番白内恵美子です。

ただいま議題となっております意見書案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書（案）

今や雇用労働者の3人に1人は非正規雇用、年収200万円以下の「ワーキング・プア」の状態です。労働者の平均賃金は2000年に比べて10%も減っています。

世界に例を見ない賃金の下落が、消費の低迷、生産の縮小、雇用破壊と企業の経営危機を招く悪循環を生み出しています。政府が「賃上げによる経済好循環」を目指すとする政策は歓迎すべきものと考えます。

東日本大震災からの復興もおこなわれています。復興予算の拡充とあわせ、自治体の各種施策、民間の投資を促進しつつ、まともに暮らせる賃金、専門性に見合った賃金を伴う雇用の創出につながらなければ、人々の生活再建も、地域の復興も進みません。

今の地域別最低賃金は、東京で907円、宮城県は726円、最も低い地方では664円にすぎません。この額でフルタイムで働いても、120万円から160万円であり、まともな暮らしはできません。地域間格差も大きく、宮城県と東京では時間額で181円も格差があるため、将来を担う若者の県外流出を促しています。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は低水準に加え、地域格差がある点で特異な状態となっています。先進諸国のグローバル・スタンダードに近づけるため、最低賃金の地域間格差の是正・全国一律への改正と金額の大幅な引き上げが必要です。

最低賃金にかかわって、2010年に「できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020年までに全国平均1,000円を目指す」とした政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金1,000円は、中小企業には支払いが困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は、購買力平価換算で時間額1,000円以上、月額約20万円が普通です。この水準の最低賃金で労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

政府は、中小零細企業への支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があると考えます。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備すれば、誰もが安心して暮らせる社会をつくり、不況に強い社会を実現できると考えます。

このような趣旨から、下記の通り要望するものです。

記

1、政府は、ワーキング・プアをなくすため、生活できる最低賃金にするため大幅引き上げをおこなうこと。

2、政府は、全国一律最低賃金制度の確立等、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。

3、政府は、中小企業への支援策を拡充すること。中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担の引き下げを実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

提出先

内閣総理大臣 殿

厚生労働大臣 殿

経済産業大臣殿

以上です。同僚議員のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が内閣総理大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第14 意見書案第3号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護
保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書

○議長（加藤克明君） 日程第14、意見書案第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。11番広沢真君の登壇を許します。

〔11番 広沢 真君 登壇〕

○11番（広沢 真君） 11番広沢真です。

ただいま議題となっております意見書案第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除

及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書案について、議案の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書（案）

東日本大震災から5年が経とうとしている。いまだ被災地においては雇用確保、生活再建が進まない中で、体調不良や持病悪化などが慢性化している。

宮城県が平成27年4月に発表した、平成26年度の応急仮設住宅や民間借上住宅等入居者健康調査の結果でも示されているとおり、後期高齢者の「病気がある人」の割合は85%を超え、「体調が余りよくない」と「とても悪い」は約30%に達し、「睡眠障害のある方」は80代女性が21%、病気のある方の2.6%が治療を中断しています。被災者は医療費等一部負担金の免除措置及び介護保険利用者負担の減免措置の継続を強く望んでおり、継続することを求めている。特に被災者の不自由な仮設住宅での生活、将来不安などにより一層の健康悪化が心配となっている。こうした状況を踏まえて、国・県においては、生活再建に至らない被災者に対する医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免措置に対する財政支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月10日

宮城県柴田町議会

提出先

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

財務大臣 殿

厚生労働大臣 殿

宮城県知事 殿

以上です。同僚議員の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（加藤克明君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。**

〔「なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） **質疑なしと認めます。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める意見書の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（加藤克明君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、この件の提出先が衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、宮城県知事に要望されておりますので、議長名をもって文書で提出いたします。

日程第15 陳情第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める政府に対する意見書採択を求める陳情

陳情第6号 東日本大震災被災者の医療費一部負担金免除及び介護保険利用者負担の減免を被災市町村の負担によらず平成28年度継続するための財政措置を求める陳情

○議長（加藤克明君） 日程第15、陳情に入ります。

本定例会議の本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

さきの日程にて陳情第5号については意見書案第2号として、陳情第6号については意見書案第3号として提出され、可決されておりますので、ここでは報告のみの取り扱いといたします。

これで本定例会議に付された事件は全て終了いたしました。

これで本日の会議を閉じますが、このたび監査委員を退任されます中山政喜さんから挨拶の申し出がありますので、これを許します。中山さん、どうぞ。

〔中山政喜君 登壇〕

○代表監査委員（中山政喜君） ただいま、貴重な時間を割いていただきました。本当にありがとうございました。

退任に当たりご挨拶を申し上げます。

監査委員としての任期が12月31日をもって満了となることから、引き際も大事と思い、8月26日に26年度の歳入歳出決算意見書を町長宛てに提出しました。その際に我妻監査委員の立ち会いのもとに、退任を申し出たところであります。快く了承をいただきました。

平成20年1月に庶民目線での思いを込めて監査委員の職務につきましたが、いかんせん公務員という経験が頭をよぎることもあり、初心貫徹とはいきませんでした。ただ、幸いなことに、住民監査請求がなされませんでした。これは、町民、議会の皆さんが監査業務を理解し、信頼してくれたたまものと思っております。本当にありがとうございました。

職務の重さを痛感することがこの8年間の中でありました。1つは平成22年12月議会で監査意見等に対し措置事案が少ない、それから措置内容に具体性がないとの指摘がありました。現在は内容はともかくとして、各監査等で指摘してきたことに対する措置は1年分まとめて提出されるようになっております。監査意見等に強制力はありませんが、予算確保や行政の運営上の問題もあって、簡単に物が進められる状況にありません。このことは十分承知しておりますが、強制執行される方々には、監査意見等に対する取り組みを前向きにぜひ取り組んでいただきたい、かように思います。

2つ目は、槻木小学校の大規模改修です。槻木小学校の大規模改修は、文部科学省の補助事業として平成14年度に3カ年計画で取り組まれたものですが、町の財政難ということを理由に平成22年度まで繰り延べされ、22年度に完成しております。このことが私を公共事業といいますが、公共施設の維持管理ということの大切さを痛感させてくれることのでございました。そういうことで、現在までやってきたつもりですが、なかなか思うようにいかなかったというのが実感でございます。

町が行う行政業務には、法令順守と説明責任が伴うことは皆さんご承知のとおりですが、これも利用する町民の理解と納得が得られなければ、なかなか進まない、かように思います。地方自治法、条例、それに監査基準等にとって監査業務を進めてきたつもりですが、なかなか舌足らずな部分もあって、監査の真意が十分伝わらなかったのではないかと感じております。このことで、皆様方には多大なご迷惑をおかけしたこともあると思いますが、この場を借りてご容赦をいただければと思います。

2年8カ月の監査業務が間もなく全うされるんだろうと思います。議会や職員の皆様方にはご指導、ご鞭撻、そしてご支援をいただいたことを本当にありがたく思っております。心より感謝を申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） 休会前に町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平成27年度柴田町議会12月会議閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶

を申し上げます。

今会議では、星前副議長の席が空席の中での寂しい会議となりました。改めて哀悼の意を表します。

さて、12月7日の開会から本日までの本会議で提案申し上げた諮問1件、専決処分1件、議案13件のうち、人事案件2件、条例関係6件、補正予算5件、計15件につきましては、慎重なるご審議を賜り、全て原案可決の議決を賜りましたことに対し感謝申し上げます。

今回の一般質問では、14人の議員の方々から質問があり、うち7名の議員の方々より豪雨に伴う災害冠水対策について多くの質疑、提案がなされました。さらに地方創生の取り組み、健康づくり事業、インフラの長寿命化計画、地域おこし協力隊、桜の育成管理、学校教育、メディアネット依存対策、介護保険医療制度、保育事業、道路等整備など112項目にわたる質問、提案がなされました。一般質問で提案されました事業等につきましては、真摯に受けとめ、特に多くの皆さんにご迷惑をおかけした災害冠水対策については、早急に国の補助等を活用した災害復旧防止対策に努めるとともに、局地的な冠水対策につきましては、急ぎ局地冠水対策マニュアルを作成し、住民とともに防災、減災に努め、災害に強いまちづくりを鋭意進めてまいり所存でありますので、なお一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

ことし1年を振り返りますと、3月にはしばた千桜橋や里山ガーデンハウス、また8月には槻木小学校に浄水機能を備えたプールが完成しました。さらに町道富沢16号線の道路改良事業、北船岡町営住宅3号棟の建設、鷺沼排水路整備事業、船迫小学校プール建設と、おかげさまで公共事業が順調に進んだ年となりました。

今後は公共事業の執行にあわせて地方創生先行型及び上積み分についても、柴田町の提案が全て認められましたので、改めて意を強くし、地方創生に取り組んでまいります。

まだまだ多くの課題は山積みしておりますが、議会と十分に協議しながら、安全で安心な生活環境の整備や魅力あふれる都市空間を通じて、元気でにぎわいのあるまちづくりを進めてまいります。

結びになりますが、代表監査委員として8年間お世話になりました中山さんに改めて感謝申し上げますとともに、また今年1年間議員各位のご指導に感謝申し上げます。

いよいよ来年は町政60周年を迎えます。50周年の節目の年には財政危機も迫り、特にお祝いをすることができませんでしたので、今回の60周年記念は議会、町民の皆様とともにお祝いをしたいと思っておりますので、議員の皆様にはよろしくようお願い申し上げます。

年末を控え、何かと多忙な季節となりますが、健康には十分留意され、ご健勝で新年を迎え

られますようご祈念申し上げ、閉会に当たり、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（加藤克明君） これをもって平成27年度柴田町議会12月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでした。

午後2時02分 休 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年12月10日

議 長

署名議員 番

署名議員 番